地震被災後の建築物の判定

地震被災後の判定には3種類あります

- ①被災建築物応急危険度判定(地震直後できるだけ早急に実施)
- ②被災度区分判定(地震後、建築物の復旧対策検討のために実施)

地震発生



地震直後、早急に余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる2次被害を防止すると共に被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するためのに行う調査です。







被災度区分判



被災した建築物の残存耐震性を把握し、その建物を継続して使用するためにどのように補修・補強するか専門家が詳

被災者への支援施策・税の 軽減等を被災者が申請する ために家屋の被害程度を市 町村が証明するものです

り災証

復旧

北海道建築士会 災害対応委員会